事故が起こった時の手続

【万一事故が起こったら】

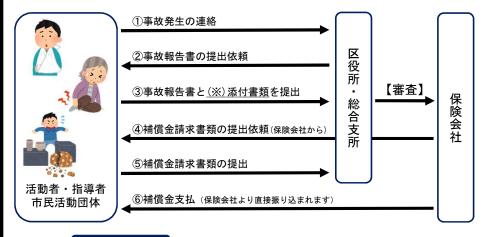
事故が発生した日時・場所・状況を記録しておきましょう。

また、次のような場合には、こちらも確認しておきましょう。

- ●人にけがをさせてしまった けがをされた方のお名前・連絡先
- ●物を壊してしまった 所有者のお名前・連絡先、現場や損傷物の撮影
- ◆◇損害賠償責任事故の場合◇◆

当事者間で示談する前に、お住いの区の区役所・総合支所を通して、保険会社へご相談ください。

事故が発生したら、30日以内にご連絡ください。



(※)添付書類

- ●団体の概要が確認できる書類(会則や規則など)
- ●団体の事業計画書
- ●当日の活動者がわかる名簿
- (対物賠償事故の場合) 現場や損傷物の写真、修理見積書
- ※事故の内容により、上記以外の書類が必要になる場合があります。

お問い合わせ・連絡先

| 青葉区役所 まちづくり推進課 | 青葉区上杉1丁目5-1 | 022-225-7211 (代表) |
|-----------------|---------------------|-------------------|
| 宮城総合支所 まちづくり推進課 | 青葉区下愛子字観音堂5 | 022-392-2111 (代表) |
| 宮城野区役所 まちづくり推進課 | 宮城野区五輪2丁目12-35 | 022-291-2111 (代表) |
| 若林区役所 まちづくり推進課 | 若林区保春院前丁3-1 | 022-282-1111 (代表) |
| 太白区役所 まちづくり推進課 | 太白区長町南3丁目1-15 | 022-247-1111 (代表) |
| 秋保総合支所 まちづくり推進課 | 太白区秋保町長袋字大原45-1 | 022-399-2111 (代表) |
| 泉区役所 まちづくり推進課 | 泉区泉中央2丁目1-1 | 022-372-3111 (代表) |
| 市民局 市民協働推進課 | 青葉区二日町1-23 二日町第四仮庁舎 | 022-214-1080 (直通) |

仙台市民活動補償制度のご案内

市民活動補償制度とは

市民の皆様が安心かつ自立して地域社会づくりに取り組めるよう、 市が実施・運営しているものです。

市民活動中の事故に対して補償金が給付されます。申し込みや登録など、事前の手続は不要です。

対象となる人

仙台市民 (仙台市の住民基本台帳に記載されている方)

対象となる活動

次のページの対象活動一覧の項目に該当し、【1】~【5】の要件をすべて満たす活動

- 【1】活動が計画的・継続的に行われていること
- 【2】無報酬で行っていること
 - ※昼食代・交通費等の実費支給は無報酬とみなします
- 【3】広く公共の利益を目的とした自発的な活動であること ※自己や特定の者のための活動、懇親や娯楽を目的とした活動、営利を目的とした活動等は 対象外です。
- 【4】仙台市内における活動であること
- 【5】活動の目的が特定の政治や宗教等にかかわるものではないこと

万一事故が発生した場合、当制度の対象になることを客観的に確認することが 必要となります。日頃の活動時から、以下の書類をできるだけ備えておきましょう。

- ●活動目的や無報酬の活動であることがわかるもの(例 団体規約等)
- ●活動内容がわかるもの(例事業計画書、事業報告書等)
- ●活動者の名簿

対象となる活動の例は次のページへ



対象活動一覧と主な例

①町内会・自治会の運営活動 ※親睦や娯楽を目的とした活動は除く

- ●役員会・総会 ●事業計画に基づく事業
- ※町内会で下記②~⑩の活動を行っている場合は、「町内会の事業計画に基づく事業」になります。
- ② 広報紙等配布活動 (公共性を有するもの)
- ●市政だより配布等
- ③ コミュニティセンター、集会所の管理運営 ※施設の管理瑕疵によるものを除く
- ④ 地域清掃活動
- ⑤ 保健衛生活動
- ●市が行う各種検診業務の普及・啓発・協力
- ●難病支援ボランティア ●腎バンク等登録推進
- ●献血推進 ●薬物乱用防止推進
- ⑥ 花壇づくり活動
- ●地域活動として花壇をつくり、維持管理するもの
- ⑦ 公園愛護活動
- ●公園の除草・清掃 ●樹木・遊具の愛護
- ⑧ 防犯活動
- ●少年の非行防止及び健全育成
- ●良好な風俗環境の保持
- ●暴力団、暴走族等暴力追放 ●防犯対策の啓発
- ⑨ 防火·防災訓練活動
- ●防火・防災の訓練 ●防火・防災意識の普及・啓発
- 10 交通安全活動
- ●交通安全啓発 ●春・秋等の交通安全運動
- ① 集団資源回収活動
 - ●地域において集団で自主的に実施する資源回収

仙台市のホームページに詳しく掲載しています。

- ① 募金活動(公共性を有するもの)
 - ●共同募金
- (3) 児童・青少年健全育成活動
- ●青少年を非行から守る街頭パレード
- ●非行防止のための地域巡回
- ●児童福祉向上のための活動
- ●児童館等での奉什
- ●育児・託児に関するボランティア
- (14) 環境保全活動
- ●環境美化(道路や河川の清掃等)
- ●自然保護
 ●環境調査・研究
- ●環境教育 ●リサイクル
- ●消費・生活運動 (ごみ減量の取組等)
- (15) 生涯学習支援活動 ※普及・指導活動のみ対象
- ●野外活動支援●制作・創作活動支援
- ●文化・伝承活動支援 ●映像メディア活動支援
- (16) 国際交流活動
- ●地域の国際化推進(留学生支援等)
- ●国際相互理解・友好親善●国際協力
- ① 社会福祉活動
- ●高齢者に対する援護(配食、給食活動、見回り活動)
- ●社会福祉施設等の諸活動に対する援護
- ●障害者に対する援護
- ⑱ スポーツ振興活動 ※普及・指導活動のみ対象
- (19) 災害時におけるボランティア活動
- ●震災後の倒壊物撤去等

よくあるご質問

- Q 1 公園清掃のため歩いて現地へ向かう途中、つまづいて転んでけがをしました。この場合は対象になりますか。
- A 1 合理的な経路上での事故であれば対象となります。自転車や自動車を運転していた場合のけがも対象となります。
- Q2 町内会主催の運動会で競技中に転倒し、けがをしました。この場合は対象になりますか。
- A 2 主催である町内会が作成した参加者名簿にお名前が載っている方であれば、対象となる可能性があります。 事前に参加者名簿を準備しておきましょう。
- Q3 活動中に頭を強く打ったため、念のために病院で検査を受けました。幸いにも異常は認められませんでした。 この場合、補償金は支払われますか。
- A 3 検査のみの場合、補償金は支払われません。ただし、検査後に治療を受けた場合は、検査に要した日数分も支払わ れることがあります。
- Q4 他県で地震が起こり、現地でボランティアとして救援物資運搬の作業中、荷物を足に落として足首を痛めました。 この場合は対象になりますか。
- A 4 対象となりません。対象となるのは、仙台市民の方が仙台市内で活動する場合のみで、災害時のボランティア活動 中の事故であることを確認できる書類が必要です。なお、余震により事故にあった場合は対象となりません。



仙台市市民活動補償制度

補償内容

本制度は、傷害事故に係る補償と損害賠償責任事故に係る補償により構成されています。

◎傷害事故

市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故により、市民活動に取り組む市民が死亡又は負 傷した場合に補償金が支払われます。

| 補償金の種類 | 補償の内容 | 補償額 |
|----------------|--|------------------------------|
| 死亡補償金 | 傷害事故を直接の原因として当該事故の日を含めて 180日以内に死亡したとき | 290万円 |
| 後遺障害補償金 | 傷害事故を直接の原因として当該事故の日を含めて 180日以内に後遺障害が生じたとき | 87,000円~290万円 |
| 入院補償金 通院補償金 | 傷害事故を直接の原因として入院又は通院をして 医師による治療を受けたとき | 1日につき 入院2,700円 通院 900円 |
| 手術補償金 | 入院補償金が支払われる場合で、 治療のため所定の手術を受けたとき | 入院補償金日額に手術の種類に 応じた倍率を乗じます |

※活動中の熱中症(熱射病・日射病)、0-157等の細菌性食中毒・ウイルス性食中毒も補償されます。

◎損害賠償責任事故

市民活動に取り組む市民が、活動中の過失により他人の生命、身体又は財物に損害を与え、被害 者から損害賠償を求められた場合で、市民活動団体又は指導者等が法律上の賠償責任を負うとき、 賠償額の範囲内で補償金が支払われます。

| 補償金の種類 | 賠償の内容 | 補償金支払限度額 |
|--------|------------------------|--------------------------------|
| 身体賠償 | 他人の生命・身体に損害を与えたとき | 1名につき 100万円まで 1事故につき500万円まで |
| 財物賠償 | 他人の財物に損害を与えたとき | 1事故につき50万円まで |
| 保管物賠償 | 他人からの預かり品や借用物に損害を与えたとき | 1事故につき50万円まで |

※免責金額(自己負担額)1万円を超える部分について支払われます。 また、市が加入する補償契約期間当たりの支払限度額により、補償金が支払われない場合があります。

◆支払いの対象とならないもの

傷害事故・損害賠償責任事故 共通

●自己の故意によるもの ●戦争、暴動その他社会的騒乱によるもの ●地震、噴火またはこれらによる津波

傷害事故

- ●補償金を受け取るべき者の故意によるもの
- ●自己の脳疾患、疾病(熱中症(熱射病・日射病)、細菌性
- 食中毒、ウィルス性食中毒を除く)又は心神喪失によるもの ●自己の妊娠、出産、早産、又は外科的手術その他の医療
- 措置によるもの ●自己の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為によるもの
- ●法令の規定による災害補償が適用されるもの(公務災害補 償や労働災害保険の適用を受けるものなど)
- ●自覚症状しかない、むち打ち症や腰痛

損害賠償責任事故

- ●市民活動団体、指導者等又は活動者の所有、使用又は管 理に係る車両(原動力が専ら人力であるものを除く。)又 は動物による事故
- ●洪水又は高潮によるもの
- ●航空機、自動車、エレベーター又はエスカレーターによ る事故
- ●施設等の新築、改築、改造、修繕その他該当施設等に関 する工事
- ●日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟 に係る事故